

令和6年4月19日

消費者支援機構福岡とPayPay ドームリレーマラソン 2023 大会事務局
との間の差止請求に関する協議が調ったことについて

消費者契約法第 39 条第 1 項の規定に基づき、下記の事項を公表する。

記

1. 協議が調ったと認められるものの概要

(1) 事案の概要

本件は、適格消費者団体である特定非営利活動法人消費者支援機構福岡（以下「消費者支援機構福岡」という。）が、ヤフオクドームリレーマラソン 2019 大会事務局（現「PayPay ドームリレーマラソン 2023 大会事務局」）に対し、マラソン大会の申込規約の各条項（以下「本件条項」という。）について、以下のとおり消費者契約法（以下「法」という。）第 8 条第 1 項各号及び第 10 条^(※)により無効であるとして、本件条項の削除又は変更を求めた事案である。

(本件条項)

ア 第 1 項

自己都合による申し込み後の種目変更、キャンセル不可及び過剰入金・重複入金の返金を行わないことを了承します。

イ 第 2 項

地震・風水害・降雪・事件・事故・疾病等による開催縮小・中止、参加料返金の有無・額、通知方法等についてはその都度主催者の判断に従います。

ウ 第 6 項

大会開催中の事故、紛失、傷病等に関し、主催者の責任を免除し、損害賠償等請求は行いません。補償は大会側が加入した保険の内容の範囲内であることを了承します。

(理由)

本件条項のうち、第 1 項は、不当利得の返還義務を定めた民法第 703 条の適用による場合に比して消費者の権利を制限するものであり、かつ、過剰又は重複入金の返還義務を否定すべき合理的理由もないことから、消費者の利益を一方的に害するもので

あるため、法第 10 条による無効である。

本件条項のうち、第 2 項は、危険負担の債務者主義を定めた民法第 536 条の適用による場合に比して消費者の権利を制限するものであり、かつ、参加料の返還を否定すべき合理的理由もないことから、消費者の利益を一方的に害するものであるため、法第 10 条による無効である。

本件条項のうち、第 6 項前段は、主催者の負う債務不履行責任又は不法行為責任の全部を免除するものであり、法第 8 条第 1 項第 1 号及び同項第 3 号により無効である。また、第 6 項後段は、主催者の故意又は重過失による場合を含め、主催者の負う債務不履行又は不法行為責任を一部免除するものであり、法第 8 条第 1 項第 2 号及び同項第 4 号により無効である。

(※) 消費者契約法

(事業者の損害賠償の責任を免除する条項等の無効)

第八条 次に掲げる消費者契約の条項は、無効とする。

- 一 事業者の債務不履行により消費者に生じた損害を賠償する責任の全部を免除し、又は当該事業者はその責任の有無を決定する権限を付与する条項
- 二 事業者の債務不履行（当該事業者、その代表者又はその使用する者の故意又は重大な過失によるものに限る。）により消費者に生じた損害を賠償する責任の一部を免除し、又は当該事業者はその責任の限度を決定する権限を付与する条項
- 三 消費者契約における事業者の債務の履行に際してされた当該事業者の不法行為により消費者に生じた損害を賠償する責任の全部を免除し、又は当該事業者はその責任の有無を決定する権限を付与する条項
- 四 消費者契約における事業者の債務の履行に際してされた当該事業者の不法行為（当該事業者、その代表者又はその使用する者の故意又は重大な過失によるものに限る。）により消費者に生じた損害を賠償する責任の一部を免除し、又は当該事業者はその責任の限度を決定する権限を付与する条項

2 [略]

(消費者の利益を一方的に害する条項の無効)

第十条 消費者の不作为をもって当該消費者が新たな消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたものとみなす条項その他の法令中の公の秩序に関しない規定の適用による場合に比して消費者の権利を制限し又は消費者の義務を加重する消費者契約の条項であつて、民法第一条第二項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害するものは、無効とする。

(注) 上記差止請求が行われた日現在の規定

(2) 結果

消費者支援機構福岡は、令和元年 7 月 26 日、ヤフオクドームリレーマラソン 2019 大会事務局に対する申入れを開始し、同事務局より、2019 年度大会については申入れの趣旨に準じた対応をすること、次年度以降の大会については条項の改正を検討する旨回答があった。

その後、消費者支援機構福岡において、ヤフオクドームリレーマラソンの開催が確認できていなかったところ、PayPay ドームリレーマラソン 2023 の開催予定が確認できたため、令和5年7月20日、同大会事務局に対し、再度同趣旨の申入れをしたところ、申入れの趣旨に沿う対応がなされたものとして、令和5年10月18日、申入れを終了した。

2. 適格消費者団体の名称

特定非営利活動法人消費者支援機構福岡（法人番号 1290005006392）

3. 事業者等の氏名又は名称

PayPay ドームリレーマラソン 2023 大会事務局

4. 当該事案に関する改善措置情報^(※)の概要

なし

(※) 改善措置情報とは、差止請求に係る相手方から、差止請求に係る相手方の行為の停止若しくは予防又は当該行為の停止若しくは予防に必要な措置をとった旨の連絡を受けた場合におけるその内容及び実施時期に係る情報のことをいう（消費者契約法施行規則第14条、第28条参照）。

以上

消費者庁消費者制度課

電話番号:03-3507-8800(代表)

URL : https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_system/index.html